


株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式

0059AMCA
681-119

【表紙】

【提出書類】(2)	変更報告書No. 1
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】(3)	エリック・ガン 
【住所又は本店所在地】(3)	〒106-0031 東京都港区西麻布4-17-29
【報告義務発生日】(4)	平成16年7月1日
【提出日】	平成17年6月8日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1
【提出形態】(5)	その他



第1【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	イー・アクセス株式会社
会社コード	9427
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	東京都港区虎ノ門三丁目8番21号虎ノ門33森ビル

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】（7）

(1)【提出者の概要】（8）

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	エリック・ガン
住所又は本店所在地	東京都港区西麻布4-17-29
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	昭和38年9月6日
職業	会社役員
勤務先名称	イー・アクセス株式会社
勤務先住所	東京都港区虎ノ門三丁目8番21号虎ノ門33森ビル

③【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号新日鉱ビル イー・アクセス株式会社 執行役員組織管理本部長 石田 雅之
電話番号	03(3588)7200

(2)【保有目的】（9）

経営

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (10)

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)	18,830株		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B 949株(うち220株は旧商法280条の19に基づく新株引受権(ストックオプション)、729株は商法280条の21に基づく新株予約権(ストックオプション))	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 19,779株	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 19,779株		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 949株		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成16年7月1日現在)	S 258,505株
上記提出者の株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	7.62%
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)	9.54%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】 (11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成16年7月1日	新株予約権	400	取得	無償

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (12)

- (1) 新株引受権付与契約 (A2 グループ)
契約日：平成13年9月30日
内容：旧商法280条の19に基づく新株引受権の付与。
新株引受権の目的となる株式の種類と潜在保有株式数：普通株式100株
新株引受権の行使時の払込金額：1株あたり120,000円
新株引受権の行使期間：平成13年9月30日から平成23年9月9日まで
新株引受権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額：発行価格120,000円、資本組入額60,000円
新株引受権の行使の条件：その他の条件は新株引受権付与契約に定める。
新株引受権の譲渡に関する事項：新株引受権の譲渡、買入その他の処分は認められない。
- (2) 新株引受権付与契約 (A3 グループ)
契約日：平成14年3月22日
内容：旧商法280条の19に基づく新株引受権の付与。
新株引受権の目的となる株式の種類と潜在保有株式数：普通株式115株
新株引受権の行使時の払込金額：1株あたり120,000円
新株引受権の行使期間：平成14年3月22日から平成24年2月24日まで
新株引受権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額：発行価格120,000円、資本組入額60,000円
新株引受権の行使の条件：その他の条件は新株引受権付与契約に定める。
新株引受権の譲渡に関する事項：新株引受権の譲渡、買入その他の処分は認められない。
- (3) 新株引受権付与契約 (N1 グループ)
契約日：平成14年3月22日
内容：旧商法280条の19に基づく新株引受権の付与。
新株引受権の目的となる株式の種類と潜在保有株式数：普通株式5株
新株引受権の行使時の払込金額：1株あたり120,000円
新株引受権の行使期間：平成14年3月22日から平成24年2月24日まで
新株引受権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額：発行価格120,000円、資本組入額60,000円
新株引受権の行使の条件：発行会社株式上場後、直ちに行使できる。その他の条件は新株引受権付与契約に定める。
新株引受権の譲渡に関する事項：新株予約権の譲渡、買入その他の処分は認められない。
- (4) 新株予約権付与契約 (A4 グループ)
契約日：平成14年8月20日
内容：商法280条の21に基づく新株予約権の付与。
新株予約権の目的となる株式の種類と潜在保有株式数：普通株式195株
新株予約権の行使時の払込金額：1株あたり120,000円
新株予約権の行使期間：平成14年8月20日から平成24年8月5日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額：発行価格120,000円、資本組入額60,000円
新株予約権の行使の条件：その他の条件は新株予約権付与契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項：新株予約権の譲渡、買入その他の処分は認められない。
- (5) 新株予約権付与契約 (N2 グループ)
契約日：平成14年8月20日
内容：商法280条の21に基づく新株予約権の付与。
新株予約権の目的となる株式の種類と潜在保有株式数：普通株式5株
新株予約権の行使時の払込金額：1株あたり120,000円
新株予約権の行使期間：平成14年8月20日から平成24年8月5日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額：発行価格120,000円、資本組入額60,000円
新株予約権の行使の条件：発行会社株式上場後、直ちに行使できる。その他の条件は新株予約権付与契約に定める。新株予約権の譲渡に関する事項：新株予約権の譲渡、買入その他の処分は認められない。

- (6) 新株予約権付与契約 (N3グループ)
契約日：平成15年1月16日
内容：商法280条の21に基づく新株予約権の付与。
新株予約権の目的となる株式の種類と潜在保有株式数：普通株式9株
新株予約権の行使時の払込金額：1株あたり120,000円
新株予約権の行使期間：平成15年1月16日から平成25年1月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額：発行価格120,000円、資本組入額60,000円
新株予約権の行使の条件：発行会社株式上場後、直ちに行使できる。その他の条件は新株予約権付与契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項：新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認められない。
- (7) 新株予約権付与契約 (A7グループ)
契約日：平成15年8月13日
内容：商法280条の21に基づく新株予約権の付与。
新株予約権の目的となる株式の種類と潜在保有株式数：普通株式115株
新株予約権の行使時の払込金額：1株あたり120,000円
新株予約権の行使期間：平成15年8月13日から平成25年8月11日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額：発行価格120,000円、資本組入額60,000円
新株予約権の行使の条件：現行税制の下では平成17年8月11日まで行使できない。その他の条件は新株予約権付与契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項：新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認められない。
- (8) 新株予約権付与契約 (N5グループ)
契約日：平成15年8月13日
内容：商法280条の21に基づく新株予約権の付与。
新株予約権の目的となる株式の種類と潜在保有株式数：普通株式5株
新株予約権の行使時の払込金額：1株あたり120,000円
新株予約権の行使期間：平成15年8月13日から平成25年8月11日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額：発行価格120,000円、資本組入額60,000円
新株予約権の行使の条件：発行会社株式上場後、直ちに行使できる。その他の条件は新株予約権付与契約に定める。新株予約権の譲渡に関する事項：新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認められない。
- (9) 新株予約権付与契約 (A8グループ)
契約日：平成16年7月1日
内容：商法280条の21に基づく新株予約権の付与。
新株予約権の目的となる株式の種類と潜在保有株式数：普通株式400株
新株予約権の行使時の払込金額：1株あたり695,000円
新株予約権の行使期間：平成16年7月1日から平成26年6月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額：発行価格695,000円、資本組入額347,500円
新株予約権の行使の条件：現行税制の下では平成18年6月28日まで行使できない。その他の条件は新株予約権付与契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項：新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認められない。

